

職員の自己啓発等休業に関する条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例第13条第4項の要件を定める規則

平成27年3月30日規則第26号

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成27年条例第21号)第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(平成27年条例第38号)第13条第4項の組合規則で定める要件は、大阪市の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。